

第 8 回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議録

日時：令和 2 年 5 月 15 日（金） 13 時～13 時 15 分

場所：本庁 12 階 1 号～3 号会議室

出席者：別紙座席表のとおり

【危機管理対策室長】

ただいまから、第 8 回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

昨日、国において緊急事態措置の対象区域が 8 都道府県に限定され、北海道は引き続き、重点的に対策が必要な「特定警戒都道府県」とされました。

これらを踏まえ、あらためて本部長からご指示をいただくため本部会議を開催いたします。

それでは、会議次第の（２）「現時点の発生状況と対応状況について」及び（３）「専門家会議における新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言について」を一括して事務局からご報告させていただきます。

【危機管理対策部長】

資料「札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）」をご覧ください。

市内の発生状況は、5 月 14 日現在、陽性累計 611 名、現在患者数 263 名です。

続いて、他機関の状況について、国の状況ですが、5 月 14 日に第 34 回の本部会議が開催されました。総理から、新規感染者数が直近 1 週間で 10 万人あたり 0.5 人以下に抑えられたところは、5 月末日を前倒しして解除すること。解除を見送った東京・大阪・北海道等、8 都道府県については、今月 21 日を目処に改めて専門家の意見を聴き、可能であれば期限を待たずに解除する、との話がありました。

続いて、北海道の状況について、5 月 13 日、知事の会見がありました。この中で、医療提供体制状況を考慮しながら、直近 1 週間の平均で 1 日あたりの新規感染者数が 10 人以下、感染経路が明らかではない感染者が 3 人以下とい

う基準で判断し、入院患者が 250 人を下回ることも 5 月末日までの目標とする、との話がありました。

続いてグラフをご覧ください。札幌市における発症状況、感染状況（濃厚施色の有無別）、陽性者の状況、市内感染者数の推移。いずれも 5 月 14 日現在でまとめております。

直近 1 週間の患者等の状況は、5 月 8 日から 14 日で新規感染者数は 44 名、リンクあり 29 名、リンクなし 15 名です。その前週 5 月 1 日から 5 月 7 日の 1 週間の新規感染者数は 131 名です。

最後に国の専門家会議についてです。5 月 14 日、第 14 回の専門家会議での感染状況の評価についての報告で、緊急事態措置の解除の考え方について、感染の状況・医療提供体制・検査体制の構築の 3 つを総合的に判断して決めるということ、再指定の考え方とモニタリングの必要性、社会経済活動と感染拡大防止の両立に当たっての基本的考え、感染拡大・医療崩壊の防止に向けた対策、などが提言されました。

事務局からは以上です。

【危機管理対策室長】

続きまして、会議次第の（４）各局区における取組状況等につきまして、ご報告があれば、お願いします。

無いようですので、今後の対応等につきまして、本部長である秋元市長からお願いいたします。

【本部長（秋元市長）】

昨日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置の対象区域が、これまでの全都道府県から、東京・大阪などの 8 都道府県に限定されました。北海道は引き続き、「特定警戒都道府県」とされたところであり、集中的に感染拡大の防止に取り組む必要があります。

市内の感染状況は 4 月中と比べれば落ち着いてきているものの、依然として新規感染者が発生しており、昨日の国の専門家会議において、緊急事態措置の解除の目安とされた「10 万人あたり 0.5 人未満」を大きく上回っている状況

であり、これまでと同様に、感染拡大防止を第一として取り組んでいく必要があります。

これを踏まえ、市民の皆さんには、次のことをお願いします。

- ・引き続き、生活や健康の維持以外の外出は控えてください。外出せざるを得ない場合は、「3つの密」を避け、ソーシャル・ディスタンスを確保してください。また、市外への行き来は避けてください。
- ・特に、この週末は、「とにかく、家にいる」ことを徹底してください。
- ・平日の人の移動を削減するため、在宅勤務や時差出勤等のご協力をお願いします。
- ・日常生活においては、今から、政府の感染症対策本部で示している「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・なお、外出自粛のお願いが長期間に及んでおり、私自身も大変心苦しく思っているところです。しかしながら、この事態を乗り切るため、市民の皆さんには、外出を控えるなど、ご協力をお願いします。

次に、本部長として本部員に対し、3点指示します。

まず、クラスター対策についてであります。

- ・病院や福祉施設などで、クラスター発生が相次いでいることから、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、クラスターが発生した場合における支援体制の強化を図ってください。

次に、感染予防ガイドラインの作成についてであります。

- ・国の専門家会議において「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも「新北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた方針が出されたところであります。
- ・緊急事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討してください。
- ・また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、同様に検討してください。

三つ目に新たな検査方法等の導入の検討についてであります。

- ・感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入について検討してください。
- ・クラスターの早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて、陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討してください。但し、個人情報やプライバシーには十分に配慮してください。

最後に、感染拡大の防止に配慮しながら、継続して、福祉や医療、保育の現場で勤務している方々に対し、この場を借りて、心から御礼を申し上げます。

また、市民の皆様には、気になる症状があった場合には、かかりつけ医などに電話などで相談、若しくは事前に札幌市の相談窓口（011-632-4567）に相談いただくようお願いいたします。私からは以上です。

【危機管理対策室長】

各局区におかれましては、ただ今の本部長からの指示事項を受け、今後の対応をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。